

奈良県公益認定等審議会の会議の公開について

1 会議の公開又は非公開

奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

- ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第51条において準用する同法第43条第1項又は第3項の規定による諮問に対する審議を行うとき。
- イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）又は第4項の規定による諮問に対する審議を行うとき。
- ウ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかについて審議を行うとき。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると審議会が認めるとき。

2 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を奈良県ホームページに掲載することにより、県民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

- ア 開催の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

3 公開の方法

- (1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。
- (2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県公益認定等審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。
- (3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県公益認定等審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

4 議事録の公開

(1) 会議を公開とした場合

「議事録」を奈良県ホームページに掲載する。

(2) 会議を非公開とした場合

- ア 「会議の概要」を奈良県ホームページに掲載する。
- イ 「会議の概要」には、非公開の理由を明記する。
- ウ 「会議の概要」は、会長の確認を得て作成する。
- エ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、奈良県ホームページには掲載しない。

なお、議事録の開示については、奈良県情報公開条例の定めるところによる。

5 適用期日

平成20年11月7日以降に開催する会議から適用する。

(別紙)

奈良県公益認定等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。